慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「巴里伯」アンリイ著 プロレタリヤ : Henri (Comte de Paris), Le Proltariat, 1937.
Sub Title	
Author	下田, 博
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.1 (1938. 1) ,p.133(133)- 142(142)
JaLC DOI	10.14991/001.19380101-0133
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380101-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

武州橘樹郡木月村名主常三郎外貳人奉申上ゟ、當村素々困窮ニ付座ゟ間、御貸附金ゟ利足少々ふ納有之、然ル處御用人梅澤祐造樣當月十四日ゟ越被遊、右御貸附金返納之儀ニ付、彼是行違出來仕、私共逆昇之紛、御奉行所樣ニ駈込御訴申上ゟ所、今般當御地頭所樣ニゟ引渡ニ相成、尤百姓共一同困窮之紛差昇ゟるハ乍申、指越願仕ゟ段、嚴重之御吟味も可有之所、相給役人共々只管御慈悲奉願上呉ゟ所、格別之以ゟ宥免を、御聞濟被成下難有仕合ニ奉存ゟ、以來右躰之儀も勿論、御用向等ゟ指支無之樣、急度相愼ミ可申上ゟ、依之ゟ詑一札差上申所依ゐ如件」

この例も指越願ひ、即ち越訴ではあるが、百姓一揆とは云へない、しかし上述のやうな領主の態度と名主その他の反抗心はこのまゝで無事に濟む筈がない。文政十三年、即ち天保元年から八年後、天保九年に又も領主と名主との衝突があつた。それに依れば村民の間にも、名主に反對する者があり、かなり複雜な關係にあつた。それについては他日稿を改めて紹介することにする。

（昭和十二年十二月十八日稿）

「巴里伯」アンリイ著「プロレタリヤ」

——Henri (Comte de Paris), Le Prolétariat, 1937.——

下田博

一

いま、佛蘭西は、進歩の前衛を高唱するコムミュニズムと、天賦の使命を確信するファッシズムとの挾擊の裡に、悶え惱んでゐる。

こゝに紹介する、「巴里伯」アンリイ氏著「プロレタリヤ」は、後者の陣營、然も王黨の立場から、今尙ほ王政華やかなりし頃に對して强烈なる追慕の念を寄せ、其の復活の中に、否な其の復活の中にこそ、殆ど凡ゆる社會問題の眞の解決を期待しつゝあるものである。

著者は、本書を二篇に分ち、第一篇「一七八九年の大革命とプロレタリヤの創生」に於いて、先づ大革命の前夜に於ける勞働者の狀態を敍し、次いで其の大革命に依る變化を述べ、更に一九三六年のブルム人民戰線內閣の成立に言及、之を批判し、而して第二篇の「君主政治とプロレタリヤの消滅」に於いて、現下の時局匡救に對する著者自身の積極的主張を展開して居るのである。

二

著者に據れば、中世このかた、佛蘭西に於いては、二つのクーデター(Coup d'Etat)が行はれてゐる。一つは一七八九年の大革命に於ける「ブルジョワのクーデター」であり、他は一九三六年人民戰線内閣に於ける「プロレタリヤのクーデター」である。然も、著者に從へば、是等のクーデターは、何れも、佛蘭西に、そして人類に、決して幸福を齎したものではない。

「現在の制度に於いては、社會の基礎は『人權宣言書』の中に規定せられたるが如き個人である。」然るに、「嘗ては、社會の細胞は家族であり……此の家族の上に、社會的諸集團が積み重ねられて、其の頂上に王が位して居つた。」此の國王と家族との間に一のピラミッド的構造を成せる社會組織の下に於ける佛蘭西、言ひ換へれば、大革命前の佛蘭西は如何なる狀態に在つたか。

著者は、革命の前夜、嘗て佛蘭西が王政の下に頗る靜穩なる狀態を續け、諸般の產業が繁榮して、「歐羅巴に流通する金銀の一半を所有」し、「世界の最も富裕且つ最も人口稠密なる國の一つ」であつた時代を追想して、憧憬の念頻りなるものがある。然も、當時、勞働者の狀態はどうであつたか。

農村を見るに、農民は次第に農奴狀態より解放せられて自由を得、さゝやか乍ら一片の土地に據つて自作し、而して其れが彼等に收奪からの自由と安全との觀念をば與へて居たし、都市の勞働者は又た「同業組合」に據つて、其處に秩序と安定とを得て、謂はゞ「幸福」に暮して居つた。即ち、漸く經濟的實力を保有するに至りつゝも尙ほ政治的實權なき新興町人階級が、自らの利益を擁護し且つ時の凡ゆる强權に拮抗せんがために組織せる、一つの「防壁」としての此の「同業組合」に於いてこそ、同時に、「勞働者は彼等の獨立と利潤の正當なる分前とを、又た資本との協力と社會的地位上昇の可能性とを見出したのである。」

誠に、同業組合制度に於いては、徒弟として勞働生活に入ることは、軈て職人となり、終に親方となることを約束されることであつた。徒弟と職人とは親方の家に同居して家族的待遇を受ける。彼等の生活は一般に考へられてゐるほど慘めなるものではない。縱令慘めであつたとしても、未來には獨立人となる希望があるし、事實、原則として、一定年月の後には親方として巢立つて行くのである。正に、「同業組合は嘗て家族的性質を失はざる一つの社會的保護制度であつた。」

同時に、其れは「質的保護制度であつた。」即ち、先づ、徒弟から職人となり、職人から親方となつて獨立するには、「名作」(chef-d'œuvre)を出して、審査に合格せねばならぬ。他方、組合は又た諸般の取締規則を設けて、製造に際し、「欺瞞と狡猾と悖德と」の行はれることを防止するに專らである。蓋し、組合の活動は「道德」に從屬すべきものであり、從つて敍上の行爲は、啻に組合にとつて「最大の不名譽不面目、損失不利益」を來すのみならず、一の罪惡を構成するものと信ぜられてゐたからである。實に、組合を支配せるものは、道德的規律であり、「人は生活せんがために生產を行ふのであつて、生產を行ふ爲に生活することを强制さるべきではないといふ原則」に在る。言ひ換へれば、組合制度の下に於いては、一切の生產は單に生活の源泉としてのみ遂行せらるべきであり、利潤獲得の爲に營まるべきではないのである。所謂名人氣質の下に良品を生產する、若くは「連帶責任の原理」に從つて「公衆保護」を目的として生產する、之が總てゞあり、從つて其の下に組製濫造は許されないし、利益壟斷も亦た起こり得ない。同時に、一切の活動が道德に從屬せる此の組合制度の下に於いては、人も知る如く、正當なる價格・正當なる賃銀の觀念が强く支配し、又た斯くてこそ、「生產者と消費者との間に正しく均衡」が保持せられ、延いて社會も茲に秩序と

安定とを得て「靜穩」たるを得たのである。

然るに、一七八九年の革命は、是等過去の傳統との完全なる絶緣を遂行し、之を其の最後の痕跡に至るまで掃蕩して、代ふるに「個人主義的諸原理」の確立を以てしたのである。嘗て「アンシャン・レジイムの下に於いては、勞働者は數多の規約に依つて保護せられ……勞働の價格は正當なる賃銀を齎す道德的法則に從つて居つた。」然るに、今や「自由に放任せられた勞働者は、結社も、自衛も出來ず、雇主に隷屬せしめらるゝに至つたのである。」又た、今や「道德と社會的保護、規律と質的保護の世界」であつた同業組合の廢止と共に、「普く欺瞞が漲り、無秩序なる競爭が蔓り……資本所有者こそ完全なる自由をば享受し得るも、勞働者は其の職業的利益を擁護する一切の手段を剝奪せられて、勤勞階級は玆に全く浮ぶ瀨の無きプロレタリヤに顚落するに至つたのである。」誠に、「革命は人間を解放せんとしたが、其れは取りも直さず資本をこそ自由ならしめ、」勞働者は逆に資本からの自由即ち無所有たるを餘儀なくされたのである。彼等は今や、機械に隷屬して、「勞働の歡喜」を失ひ、「人間としての威信」を奪はれて、「唯だ生產費の一要素としてのみ看られ、」然も「漸次に機械に依つて置き換へられ、」斯くて「雇傭の保障、」否な生存の保障すら與へられては居らぬのである。其れは「常に勞働を尊敬し、家族を尊重し、勞働者階級を維持擁護し、生產を保護制規し、以てプロレタリヤなる此の『社會的畸形』と、其れへの顚落とを防避した」「王政」時代の幸福と繁榮とを去ること遠いものである。

斯くて、革命後「自由主義の一世紀半」は、同時に、幾多の人道主義者や經濟學者が、又た社會學者や產業家が、自由主義經濟の缺陷を改善し、人道主義的社會秩序の下に、勞資協調の途を求めんとせる「改革の諸試み」の一世紀半であると、ゝもに、又た勞働者が自らの團結に依つて自らを解放せんとせる勞働運動の一世紀半であつた。

而して、一九三六年、總選擧の結果、左翼諸派の結合即ち所謂「人民戰線」(Front populaire) は下院議席の過半數を占め、其の人民戰線の中でも「ナルボンヌの代議士」レオン・ブルムの率ゐる社會黨が第一黨となり、總選擧後間も無く、同氏を首班とする人民戰線政府は玆に、四十時間勞働・有給休暇・集團契約の三大政綱を掲げて、勞働者農民の政府として出現するに至つたが、此の人民戰線の樞軸をなすものは、ブルム內閣と云はんよりは寧ろ「勞働總聯盟」(Confédération Générale du Travail. 略稱 C. G. T. 一八九五年に設立さる)であり、而して「勞働總聯盟」はマルクシズムに依據し、コミンテルンの指令下に在るものと云つて差し支へない。玆に、著者アンリイ氏は、何故に佛蘭西がモスコウの傀儡であり、其の試練場でなければならぬかを詰問すると同時に、「勞働總聯盟」が「常に勞働者の中小所有者への近接を可能ならしむる諸改革を檢討するを拒否し……生產の協同に全く無關心であり又た消費の協同の助成をも承認せず……即ち之を要するに、中小商工業の擁護に全く關知せず……」一途に「革命的となることによつて、組合主義が勞働の完成と勞働者の威信保持との崇高なる意慾を代表するものなることを忘却せること」を痛擊するのである。

誠に、「勞働總聯盟」(C. G. T.) 創立の精神は「政治的不羈獨立」に在つた。其れは、凡ゆる政黨への加入をも、又た如何なる政綱の支援をも拒否し、「聯盟」自らの手段に依つて勞働者の境遇改善に努力し、然も之に依つて、終に、其の佛蘭西全社會に對するヘゲモニイ獲得の可能なるを確信し、希望せるものであつた。然るに、今や、此の精神は地を拂つて無く、「勞働總聯盟」は、其の一切を擧げて政治運動に突入し、人民戰線に結合するの途を選んだ。即ち、今や、「勞働總聯盟」に在つて、主たるものは政治的活動であり、勞働條件の不斷の改善の爲の「崇高なる鬪爭」は從的地位を與へらるゝに至つた。「此の組合精神の裏切りの結果」は何か。「勞働者階級の將來は今や黨派制に結び附けら

れたることである。」斯くて、其處には「凡ゆる不安と動搖と多數黨に依る顚覆」とが支配しなければならない。然も、「勞働總聯盟」の下に於いては、勞働者は個人として自由意志に依つて自由行動をとることを絶對に許されて居らぬのである。自由主義社會經濟制度の下に於いて、勞働者は「物」として考へられたが、玆では、彼等は正に「動物」としての意義しか持たぬ。「勞働總聯盟」を樞軸とする人民戰線及び之を根幹とする如何なる政治經濟體制も、斯くて、著者に從へば、自由主義社會經濟體制と共に、決して人類安住の地ではない。然らば、安住の世界は何處か。

三

著者は、玆に、第三帝國論を提げて、右の問ひに答へんとするのである。本書第二篇全六章に亙つて說かれてゐるところが其れである。

先づ、著者に據れば、凡ゆる社會問題の眞の解決は、問題の全面的研究、特に其の倫理的基礎の研究に立脚するのでなければ、絶對に不可能である。即ち、先づ以て改革さるべきものは社會それ自體である。故に、社會の再建を欲するならば、一世紀半このかた、特に勞働者階級にとつて不安と動搖との根源であつた「個人主義的諸原理」から完全に離脫しなければならぬ。だが、其れと同時に、「倫理的精神的價値」の再興を忘れてはならぬ。蓋し、之に依つて始めて、人類は人類に特有の正義と犧牲の觀念を樹立し得るものであり、又た之無くしては、如何なる刷新も徒勞に終り、決して人類に幸福を齎すものではないからである。

血腥き革命に依つて、人類が鬪ひ取り、確立したものは何か。他ならぬ。「リベラリズム」乃至「マルクシズム」である。然も、此の兩者は共に等しく、「經濟生活の倫理的性質の忘却と、協同の大法則の撤廢とを主張せるものである。」即ち、前者は「物質の獨裁」を、後者は「國家の獨裁」を要求する。だが、其れ故にこそ、前者に於いては、「人類は叛逆し、」後者に於いては、「人類は壓倒される。」其の何れも、決して、「人類本然の姿ではない。

玆に、人性若くは「自然的倫理的價値」と一致せる「第三樣式」の社會建設が企圖されねばならぬ。抑々、社會に於ける、個人と個人とを取結ぶ自然的關係は、「家族的・職業的・地域的關係」であり、之こそが「人性と不可分」のものである。是等の關係の下に置かれたるとき、始めて、人類は「物」でもなければ、「動物」でもなく、正に「同胞」として、言ひ換へれば、眞に人間として考へられる」のである。

故に、是等の關係を基礎とし、其の上に、「社會主義に存する最長所を實現しつゝ、資本主義の惡弊を廢除せる」社會の建設を計ることこそ、啻に佛蘭西にとつてのみならず、「世界の爾餘の國々にとつても」亦た實に刻下の急務でなければならぬ。即ち、「階級憎惡の觀念に代ふるに、階級協調の理念を以てし、人類の中に個人をでなく、人格を考慮し、家族制を再興し、勞資を結合し、彼等を相互に職業的・地域的・國民的範疇に自由に組織せしめ、最後に、此の新組織の頂點に、獨立不羈の主權者を置く」所の第三帝國の可能にして且つ必要なる所以を提示することこそ、世界にとつて焦眉の急を要する問題である。

斯くて、第二篇第一章に於いて、「人類社會の基礎」を論じ、之を以て「家族的・職業的・地域的關係」に在りと做せる著者は、軈て第二章に於いて、其の基礎的關係の一たる家族を、即ち實に「社會の細胞たる家族」をば、凡ゆる角度より詳論して、先づ、家族に歸れと主張する。「家族」(Famille)と云はんよりは寧ろ、「ゐろり」(Foyer)と云はう。此の「ゐろり」が、今の荒び果てた個人にとつて、否な萬人にとつて、尙ほ温く且つ懷しき響きを與へる言葉であることを何人も否定しはしまいし、又た其れ故にこそ、之を以て、新社會秩序の基礎とすることの極めて自然的であることも肯かれやうし、事實之を基礎とせる往時の社會の平穩と安定とを讀者は未だ忘れはしまいと著者は云ふ。

正に「ゐろり」乃至「家族」こそは「啻に社會生活の中心であるのみならず、又た人類全集團の、從つて地方の又た國家全體の第一構成要素である。家族の社會的機能を忘れ又た之を社會の基礎とすることを拒否せる政治機構は、自然の法則に背反せるものであり……人類にとつて苛酷極まるものである。」故に、家族制の復活こそは、先づ第一に提起さるべき問題であるが、此の問題解決の爲に又た先づ第一に提出さるべき問題は、賃銀問題である。斯くて、著者は此の問題に關し、「勞働者は彼自身及び彼の家族の生存を可能ならしむる賃銀を支拂はるべきである」と做せる「教會」の主張を基礎として、種々論議を試み、論旨を進め、結局「集合的財産は救貧的諸制度を發展せしむるために必要ではあるが」、然も尙ほ「勞働者を所有に近接せしめ」且つ其の勞働者財産の「長子相續權」乃至「世襲制」を承認することこそ、「勞働者家族の威信と自由とを保障し得る」所以であると論結する。而して、各勞働者に對し、敍上の如く、所有への近接と其の世襲制とを再興し確保するためには、「勞働の資本への結合及び勞働者の利潤への參加」を必要條件とする。だが、是等の條件は「組合的組織」の下に在つて始めて滿され得べきである。茲に「組合的組織」の復活が必然に要求されねばならぬ。實に、此の組織の下に、勞資結合の實現を計らざるが故に、或は「資本主義」に、或は「マルクシズム」に到達して、「階級鬪爭」と「社會的鬪爭の普遍化」とを招來し、以て「國家の經濟生活を癱瘓せしめるのである。」

斯くて、著者は、第三章に於いて、「同業組合組織」の現代的適用を主張し、而して賃銀勞働者にとつて「賃銀及び勞働時間の問題以外に」尙ほ、ヨリ重要にして根本的なる問題として、其の企業所有權への參加の問題、其の現狀脫却若くは其の社會的地位上昇の問題及び其の私的財産への近接の問題等が存するが、然も是等の諸問題が何れも「組合的組織」の再興と共に能く解決し得らるべきものである所以を論證するとゝもに、「組合的組織」の下に敍上の諸問題の解決を見たるとき、茲に、勞働者は「名譽ある地位を恢復し、勞働の貴族社會を構成することによつて、軈て、恐らくは何ものよりも以上に、國家の名譽に貢獻し得可きであり、」又た斯くてこそ資本主義と社會主義の最長所を實現し得可きものであると主張する。

更に、經濟統計の示す所に依つて明らかなるが如く、「佛蘭西經濟は何よりも先づ農業的であり、次いで手工業的である。其れは即ち地方的である。又た大工業を考へて見ても、其れはロレーンの冶金工業とか……フランドルの機織工業とか……シャンパーニュの帽子靴下シャツ製造業とか、ノールの製糖業とか、リヨンの絹織物工業とか、プロヴァンスの油製造業とか、若くは巴里の自働車工業とか……」の如く、大工業が「諸地方に分散してゐる。」著者は茲に、第四章に於いて、先づ斯かる經濟的見地から、次いで「過度の中央集權制」が往々にして唾棄すべき「官僚萬能主義」を生じ易いと云ふ「政治的見地」から、更には「教育」や訓練より以上に人は其の地方的傳統から强き影響を受け易いと云ふ「社會的見地」から、「組合的組織」を初め、一切の社會的・政治的・經濟的組織體制の「地方分權制」を要求し、然も之こそが又た最も自然の法則に適へるものであると主張する。

從つて、著者の理想とする國家は、必然に、「地方分權的國家」であり、然も著者に據れば、惟り之のみが能く「平衡と調和と社會的平和とを可能ならしむるものである。」而して「斯かる國家は君主國以外には在り得ない、何故ならば、君主政治のみが個人的利害に超然たり、又た本來、黃金の魔力に對して不羈獨立たるが故である。」斯くて、著者は、第五章及び第六章に亙つて「王政」を論じ、佛蘭西王政時代の歷史が幾多の偏見や誤傳に依つて歪められたることを指摘し、佛蘭西國家建設史上に於ける王室の努力と貢獻とを論述すると同時に、更に王が常に國民との接觸を保ちつゝ、自由の創造に努めたる幾多の事例を史上に求めて、「王こそ萬人に社會正義を保障せるものである」と

做し、茲に「王政復古」と其の下に於ける第二十世紀の「勞働の貴族社會」建設との急務なることを主張するのである。

四

以上筆者は著者の所謂第三帝國論なるものを紹介した。其れは、要するに、「王」と「家族」との間に、一のピラミッド的構造を成す社會を形成し、其の間に「地方的」分散的なる「組合的組織」を再興することによつて、「勞働者家族の所有への近接」勞働者の獨立人格者への轉化を計らうとするものである。從つて、其れは著しく中世的である。少くとも、中世的なる要素への復活が強く著者を支配してゐる。此の意味に於いて、其れは謂はゞ一つのロマンチシズムである。だが、單なるロマンチシズムではない。

其れは今や滂湃として起りつゝある「組合主義」若しくは「組合國家論」の佛蘭西的現れと云つて差し支へない。即ち、「組合的組織」の再興が、飽く迄も「勞働者の所有への近接」の爲に、否な其の爲にこそ、力説强調せられる、其處に、小ブルジョワ乃至プチ・ランチエが傳統的なる勢力をふるひつゝある此の國らしさがあるのであり、而して、結局、此の傳統的勢力乃至佛蘭西的なるものへの復歸こそ又た正に著者の求めて已まぬところであらう。

今や、ショータン内閣は、尙ほ人民戰線の基礎の上に立つて居るが、併しブルム前内閣倒壞の因をなせる「金融全權法案」の否決を契機として、コムミュニズム勢力の一歩退却があり、之を機會に、中央・右翼・ファッショ團體を打成一丸とし、百八十度の轉回を遂げて、一擧、國民的結成に邁進せんとする「自由戰線」の動きに可成り活潑なるものがあるが、併し其の態度の著しく獨逸的なるに禍されて、戰線の統一强化擴大の望み薄く、茲に、ファッショ陣營中、「佛蘭西的なるもの」への追求は誠に切なるものがあり、之に立脚せる論策の樹立こそ待望の焦點となりつゝある。實に、本書も亦た此の動きの一つの現れと云つて差し支へない。

――一九三七・一一・二三――

Robert R. Kuczynski; Colonial Population. 1937.

山本　登

植民地領域及び委任統治地域の經濟的資源開發或は文化的發展を計る事が當該領域に對してのみならず其の統治國、惹いては世界全體にとつての利益であるとは常に其れ等統治國又は之と同等の發展程度にあり乍ら植民地を持たざる國側によつて主張せられる所である。一般的に見て廣大な面積と資源を有し、而かも人口稀薄な是等の領域は現時の世界的情勢下に於て種々の方面より其の關心物たる事を免れ得ない。其の際に是等の地域と共に其の上に住居する植民地人口も亦其の對象の一として（時にそれは勞働の提供と關聯してではあるが）重要性を帶びて來る。蓋し其の人口の多寡或は活動的か否かは叙上の意味に於ける繁榮を齎らす一要因としての役割を演ずるからであり、從つて植民地人口の正確な統計を得る事が此の際特に緊要となる。從來各植民地領域の統治國當局或は又近年は國際聯盟當局により夫々其の統計的調査の公表が行はれ來つてゐるが而かも其の多くは未だに不正確であり果して實際に各植民地領域の人口が增大傾向にあるか或は減退しつゝあるかを決定し難い事情に在る。

茲に紹介せんとする Colonial Population の著者 Robert R. Kuczynski は人口學者及統計學者として既に著名であり、其の數多くの著作の中近著に係るものにも The Measurement of Population, 1935（三田學會雜誌第三十卷